

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 8 年 3 月

福祉基盤課消費生活協同組合業務室

目 次

連絡事項

頁

消費生活協同組合の指導・監督について

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 生協行政の基本的な考え方について | 2 |
| 2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について | 3 |
| 3 地域共生社会の実現に向けた生協の取組について | 5 |
| 4 災害時の取扱いについて | 7 |
| 5 その他 | 8 |

参考資料

- | | |
|---------------------|----|
| 1 消費生活協同組合の事業の種類と現状 | 12 |
| 2 生命保険料控除制度の拡充の恒久化等 | 12 |
| 3 下請法の改正(取適法) | 13 |

連 絡 事 項

消費生活協同組合の指導・監督について

※ 消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「生協」という。）については、都道府県によっては福祉部局ではなく生活安全・消費者行政担当部局等が所管していることから、担当部局への確実な情報共有をお願いします。

1 生協行政の基本的な考え方について（参考資料1）

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的としている。

生協は、

- ・一定の地域又は職域による人と人との結合（相互扶助組織）であること
- ・組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること
- ・任意に加入し脱退することができること
- ・組合員の議決権・選挙権は平等であること

等を要件として、利用者（消費者）である組合員が出資し、意思決定や運営に参画することにより、宅配や店舗等における商品供給、共済、医療、福祉事業に加え、相互扶助の理念に基づき、地域の高齢者の見守り活動、子育て支援、災害発生時における被災者支援活動等の社会貢献活動にも取り組んでいる。

生協の指導・監督に当たっては、このような生協の基本的性格や事業、社会貢献活動の実施状況を十分に理解した上で行うことが肝要である。

このため、各都道府県におかれては、消費者行政といった観点に留まることなく、所管する生協の状況を十分に把握したうえで、適正な指導・監督をお願いします。

2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

(1) 生協への指導検査・監督の適切な実施について

国における指導検査の結果においては、以下のとおり、生協法等の関係法令や定款等に従った運営がなされていない等、運営管理が適正に行われていない事項が認められる。

(主な指摘事項)

①内部管理態勢に関すること

- ・ 総（代）会の招集通知において、生協法及び消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第 1 号。以下「施行規則」という。）に規定する必要な事項が記載されていない
- ・ 理事会は、業務の運営方針及び執行を決定する等、極めて重要な意思決定機関であることから、書面による出席及び議決権の行使は認められていないにも関わらず、書面による出席のみで開催している
- ・ 理事の利益相反取引に関して、理事会における取引の事実の開示及び承認並びに取引後の報告が行われていない
- ・ 総（代）会の議決事項として付議する事項が理事会において議決されていない
- ・ 監事監査にあたり、監査方針や監査計画が策定されず、かつ、監査規則に規定されている監査すべき事項が実施されていない等、適正な監査が行われていない
- ・ 定款に基づき策定が必要となる規程が整備されていない

②組合事業に関すること

- ・ 員外利用許可申請が必要な事項にも関わらず行われていない

③会計に関すること

- ・ 決算関係書類において、適正な会計処理が行われていないことや、注記の記載誤り等の不備がある

④利用者情報保護等の管理態勢に関すること

- ・ 個人情報保護に関する職員への教育、運用状況の定期的な監査が実施されていないことや、個人情報を取り扱う委託事業者に対し、個人情報の安全管理に関する必要な監督が行われていない

このため、貴管内生協に対しては、引き続き適正な指導検査や監督をお願いするとともに、特に、基本的な事項や多数の事項に課題がある生協や財務状況が悪化している生協に対しては、組合員に不利益が生じることがないように、次の対応が必要である。

- ・ 特に重要な課題に焦点を当て、メリハリのある指導を行うこと
- ・ 生協側と改善に向けた方向性の認識を共有した上で、深度ある原因分析を行い、確実な改善につなげること
- ・ 問題点については的確に指摘するとともに、改善に向けたスケジュールの方向性等を共有すること
- ・ 指摘事項に対する改善を進めるに当たっては、具体的かつ論理的に根拠を示すとともに、改善すべき点を明確に示すこと
- ・ 生協に対して指摘事項の趣旨を十分に理解させた上で、生協が主体的・能動的に改善に向けた取組を行うよう指導すること

については、検査時のみの指導に留まらず、必要に応じて継続的な指導検査や監督をお願いする。

(2) 不祥事案について

生協において不祥事案が確認された場合には、ただちに所管行政庁へ状況を報告するよう指導するとともに、その原因を明らかにし、必要に応じて法的措置を実施すること等を徹底していただくよう適切な指導をお願いする。

また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 25 条に基づき、生協が保有する個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行い、委託した個人データの安全管理が図られるよう、指導をお願いする。

○個人情報保護に関する法律についてのガイドライン

(通則編) 3-4-4 委託先の監督 (法第 25 条関係)

http://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/#a3-4-4

(3) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、生協法第 2 条第 2 項において、「消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない。」と規定されている。これは、生協が、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とする協同組織であり、役職員や組合員が個人として政治活動の自由を有することは言うまでもないが、政治問題に組織として関わることは、生協に対する誤解や偏見を生み、生協の健全な運営と発展に対する阻害要因となるおそれが強いという趣旨である。

この趣旨を踏まえ、各都道府県におかれては、所管生協の政治的中立の確保が徹底されるよう厳正な指導をお願いします。

○「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について（通知）」

(昭和 62 年 6 月 30 日付厚生省社会局生活課長通知)

(4) 休眠生協への対応について

一部の都道府県においては、活動を実施していない生協（休眠生協）が存在している状況が見受けられることから、所管行政庁として適切に状況を把握いただくとともに、必要な措置等について検討をお願いします。

3 地域共生社会の実現に向けた生協の取組について

厚生労働省においては、①生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会、②社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる

地域社会、の2つの視点からなる、地域共生社会の実現に向けた取組を積極的に進めている。

相互扶助の理念に基づき、現在も高齢者の見守り活動や買い物支援、地域の居場所の確保、子育て支援、災害時における被災者支援など様々な取組を実施する生協があるが、生協法においては、生協が行う社会貢献活動を促進するため、事業で生じた余剰金の一部の活用や、一定の要件の下、組合員以外の事業の利用を認めており、今後、少子高齢化の進展や、人口減少等の社会情勢の変化が見込まれる中で、生協は、地域社会を支える重要な担い手としてこれまで以上に社会貢献活動に積極的に取り組んでいくことが大いに期待される。

また、昨年（令和7年）は、国連が定める国際協同組合年であり、国会において協同組合の振興を図る決議がなされ、その中で、「協同組合が相互扶助の精神に基づき地域社会の持続可能な発展のために活動している点を重視し、持続可能な地域社会づくりに当たっては、その有力な主体として協同組合を位置づけること。」とされたところである。

ついでには、厚生労働省においては、各地の生協の取組を「生協による地域課題の解決及び地域福祉に資する取組事例（第三弾）」として公表（※）することにより、積極的に周知しているが、各都道府県におかれては、生協が自発的な意思に基づく相互扶助組織であることを前提に、各生協の取組等も参考としつつ、庁内関係部局はもとより、管内生協、管内市町村及び地域福祉に取り組む団体との情報共有や連携を深めていただくようお願いする。

※厚生労働省HPで公表している事例集

①生協による地域課題の解決及び地域福祉に資する取組事例

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000179936.pdf>

②生協が行う地域福祉の先駆的な取組事例（第二弾）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000342610.pdf>

③生協による地域課題の解決及び地域福祉に資する取組事例（第三弾）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001395054.pdf>

4 災害時の取扱いについて

(1) 員外利用に係る取扱いについて

近年、大規模な地震や豪雨などの自然災害が多発する中、各地の生協においては、自治体との協定に基づき災害発生直後から生活支援物資を供給するなど、迅速な支援活動に取り組まれている。

生協法においては、災害時における物品供給について、次のとおり、員外利用を認めている。

- ① 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合（行政庁の許可不要、利用分量の限度なし）（生協法第 12 条第 3 項第 2 号）
 - ② 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外（※）で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合（行政庁の許可が必要であり、利用分量 20/100）（施行規則第 11 条第 1 項ホ）
- ※ 上記②については、大規模な災害で都道府県を越えた広域的な避難を行った場合等を想定している。

については、引き続き被災者の生活の早期安定に寄与するため、当該規定について十分に御了知の上、活用いただくようお願いする。

(2) 共済事業実施生協に対する「緊急特別取扱い措置」について

災害が発生し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合、当該地域の共済事業実施生協に対して、緊急特別取扱い措置に関する事務連絡を発出しており、被災された共済契約者に対して、

- ① 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置
- ② 業務停止等における対応に関する措置等の緊急特別取扱い措置を行うよう依頼している。

本事務連絡については、災害救助法が適用された都道府県にも共有していることから、管内の共済事業実施生協に対する取扱いの参考としていただ

くようお願いする。

5 その他

(1) 生命保険料控除の拡充について（参考資料 2 参照）

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保やこどもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えていることから、生命保険料控除制度においても、こうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。

については、令和 8 年度税制改正の大綱において、所得税法上の一般生命保険料について、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合には、令和 9 年分における当該控除の最高限度額を 6 万円（現行 4 万円）とすること等とされたことから御了知願いたい。

（注）一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は 12 万円とする（現行と同様）。

(2) 下請法の改正（取適法）について（参考資料 3 参照）

下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）が、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律に改正された（令和 8 年 1 月 1 日施行）。

同法において、資本金及び従業員数の基準を上回る事業者が、製造、修理、情報成果物の作成、役務提供、特定運送の業務を委託する場合にあっては、発注内容等の明示、書類の作成・保存、支払期日の設定、遅延利息の支払いについての義務が課されたことに加え、受領拒否、支払遅延、減額、返品、買ったたき、購入・利用強制、報復措置、対価の早期決済、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し、協議に応じない一方的な代金決定が禁止されることにより、取引の適正化が図られることとなった。

また、事業所管大臣に対して指導・助言権限等が付与された（生協が行う共済事業についての事業所管大臣は厚生労働大臣）ことから、各都道府県におかれては、同法に違反する事実が認められた場合は、厚生労働省社会・援

護局福祉基盤課消費生活協同組合業務室に報告いただくようお願いする。

○公正取引委員会のHP

(中小受託取引適正化法(取適法)関係)

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html

(3) 金融商品取引法等の一部改正について

特定共済契約については、契約の締結前や締結時等において、顧客に対し原則として「書面を交付」した上で、顧客の承諾を得た場合においては書面に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされていたが、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)の改正により、「書面」又は「電磁的方法」のいずれによるかを任意に選択できることとなったため、施行規則の改正を行った(令和7年4月1日施行)。

各都道府県におかれては、管内の生協に対し、周知徹底を図るとともに、円滑な施行をお願いする。

(注) 特定共済契約：金利、通貨の価格等の金融商品市場における相場等の変動により損失が生ずるおそれのある共済契約

(4) 所得税法等の改正による新法人税創設について

(グローバル・ミニマム課税)

令和3年に、グローバル・ミニマム課税について国際合意がなされたことを踏まえ、所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)において、

①各対象会計年度の国際最低課税額に対する新たな法人税

②新法人税に係る新たな地方法人税

が創設され、令和6年3月に、企業会計基準委員会が実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」を公表した。

これに伴い、当該事項がある場合には、生協法第31条の9第1項及び第2項により、その成立の日における貸借対照表並びに各事業年度に係る決算

関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならないこととされていることから、その表示方法を反映するために、施行規則の改正を行った（令和7年6月4日施行）。

各都道府県におかれては、管内の生協に対し、周知徹底を図るとともに、円滑な施行をお願いする。

（５）公証人法の改正について

貸付事業を行う生協が作成する特定公正証書の作成方法については、その方法について明確にされていなかったが、公証人法（明治41年法律第53号）の改正により、書面又は電磁的記録をもって作成することが明確化されたことから、施行規則の改正を行った（令和7年10月1日施行）。

各都道府県におかれては、管内の生協に対し、周知徹底を図るとともに、円滑な施行をお願いする。

（６）消費生活協同組合（連合会）実態調査について

令和7年度消費生活協同組合（連合会）実態調査の結果については、令和8年3月に厚生労働省のHP及び政府統計の総合窓口において公表（※）することを予定している。

一方、令和8年度調査については、昨年度調査と同様に厚生労働省が委託した民間事業者から生協へ直接調査票を配付する予定であるが、調査対象となる生協の情報については、各都道府県より提供いただくこととしているので、引き続き御協力をお願いする。

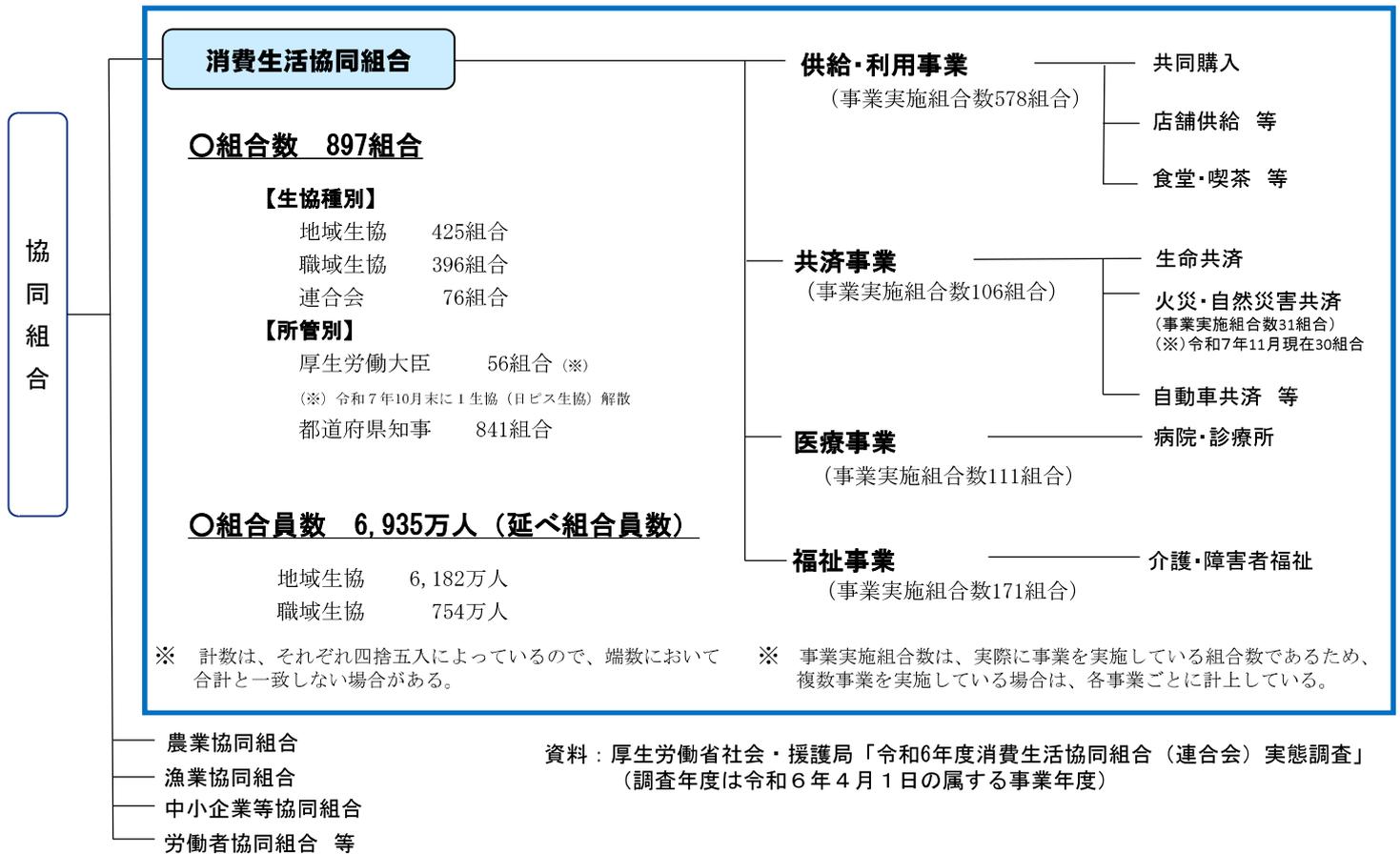
※消費生活協同組合（連合会）実態調査

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/98-1.html>

（７）令和8年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

生協の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議を毎年度開催しているが、令和8年度の開催の詳細については追って連絡するので御了知願いたい。

参 考 资 料



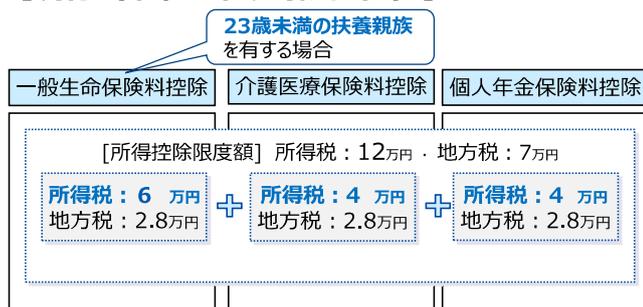
1 大綱の概要

年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除制度の拡充措置の適用期限を1年延長する。

2 制度の内容

子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、子育て世帯には様々な保障ニーズが存在しており、子育て支援の観点からは、子育て世帯が将来に向けた保障を安定的に継続して確保できる環境を整備することが求められる。こうした点を踏まえれば、現行、1年間の時限措置として認められた生命保険料控除制度の拡充措置（23歳未満の扶養親族を有する場合、一般生命保険料に係る所得控除（原則4万円）に2万円の上乗せ）についての適用期限を1年間延長する。

【現行（令和8年の時限措置）】



【改正後（令和9年までの時限措置）】



※措置の内容は変更無し

2026年1月から「下請法」は「取適法」へ！

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、
規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、
法律名も変更されます（新通称：「取適法（とりてきほう）」）

改正事項

法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法

製造委託等に係る中小受託事業者に対する
代金の支払の遅延等の防止に関する法律

下請代金

製造委託等代金

親事業者

委託事業者

下請事業者

中小受託事業者

適用対象の拡大

●適用基準に「従業員基準」を追加

従来 of 資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます

●対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

●「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます

●「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

面的執行の強化

●事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

その他

- 製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます
- 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります

取適法の概要

適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

対象取引

取引の内容

資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)

委託事業者	資本金3億円超	→	中小受託事業者	資本金3億円以下
	資本金1千万円超3億円以下			資本金1千万円以下
	従業員300人超			従業員300人以下

- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)

委託事業者	資本金5千万円超	→	中小受託事業者	資本金5千万円以下
	資本金1千万円超5千万円以下			資本金1千万円以下
	従業員100人超			従業員100人以下

義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の遵守事項が課されています

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、発注内容(給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法)等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③ 支払期日を定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息(年率14.6%)を支払うこと

禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと(支払手段として手形払等を用いること)
③ 減額	中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買ったたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること

取適法の内容や詳細なガイドブックについては、公正取引委員会のウェブサイトを御確認ください

